

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項]～[心臓機能障害]（略）</p> <p>[じん臓機能障害]</p> <p>1（略）</p> <p>（質疑）</p> <p>2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん臓機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃度が8 mg/dl未満であっても自己の身の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。</p> <p>（回答）</p> <p>糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8 mg/dlを超えるもの <u>又は内因性クレアチンクリアランス値が1.0ml/分未満のもの</u> でなければ1級として認定することは適当ではない。</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>[呼吸器機能障害]～[肝臓機能障害] （略）</p>	<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項]～[心臓機能障害]（略）</p> <p>[じん臓機能障害]</p> <p>1（略）</p> <p>（質疑）</p> <p>2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん臓機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃度が8 mg/dl未満であっても自己の身の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。</p> <p>（回答）</p> <p>糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8 mg/dlを超えるものでなければ1級として認定することは適当ではない。</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>[呼吸器機能障害]～[肝臓機能障害] （略）</p>